

昭和三十一年政令第三百三十五号

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令
内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）、第十五条の四及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、第三十六条の二の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 消防組織法第二十四条第一項の規定によつて、非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤消防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

いて準用する場合を含む。)若しくは第二十九条第五項(同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、九千百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円をを超えない範囲内に於てこれを曾領

非常勤消防団員等については、前項の規定にかかるわらず、百六十七円に特定期間にある当該桂養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とするものとする。

(療養補償)

第三条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかるたる場合においては、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。
(療養及び療養費の支給)

第四条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への送入等の費用(二半

合の管理者が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払うものとする。

(休業補償)

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（総務省令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、行わないとする。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に収容され

五	障害補償年金
六	障害補償一時金
七	遺族補償
	遺族補償年金
	遺族補償一時金
	葬祭補償
(補償基礎額)	
第二条	前条に規定する損害補償 (以下「損害補

消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人

3 2 う世話その他の看護

市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、その經營する医療機関若しくは薬局又は市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が、その同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までに掲げる療養（同項第四号又は第五号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話をその他の看護を除く。）を行うものとする。

第五条の二 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級

一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかりり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合に

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある子
三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある孫

は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行なうことが困難であると市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が認めたときは、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の

（）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後
の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後

二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項にお

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、
行わない。

4	傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に 変更があつたため、新たに他の傷病等級に該當 するに至つた場合には、新たに該当するに至つ た傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するも のとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支 給しない。
5	(障害補償)
6	第六条 非常勤消防団員等が公務により、又は消 防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し たことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治 つたときに次項に規定する障害等級に該当する 程度の障害が存する場合においては、障害補償 として、同項に規定する第一級から第七級まで の障害等級に該当する障害があるときには、障 害等級に該当する障害があるときには、障害 補償一時金を支給する。
7	障害等級は、その障害の程度に応じて重度の ものから順に、第一級から第十四級までに区分 するものとする。この場合において、各障害等 級に該当する障害は、総務省令で定める。
8	障害補償年金の額は、一年につき、次の各号 に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級を いう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該 各号に定める倍数を乗じて得た額とする。
9	第一級 三百十三倍
10	第二級 二百七十七倍
11	第三級 二百四十五倍
12	第四級 二百十三倍
13	第五級 百八十四倍
14	第六級 百五十六倍
15	第七級 百三十一倍
16	第八級 五百三倍
17	第九級 三百九十一倍
18	第十級 三百二倍
19	第十一級 二百二十三倍
20	第十二級 百五十六倍
21	第十三級 百一倍
22	第十四級 五十六倍
23	障害等級に該当する程度の障害が二以上ある 場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級 によるものとする。
24	次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のう ち非常勤消防団員等に最も有利なものによるも のとする。

二 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一級合には、前項の規定による障害等級の二級上の障害等級

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

四 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合に於ける障害補償の金額は、それぞれの障害に応する障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第七級以上となる場合は、この限りでない。

五 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応する障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額を加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とするものとする。

一 その者の加重前の障害等級が第七級以上である場合、その者の加重前の障害等級に応する障害補償年金の額

二 その者の加重前の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第七級以上である場合、その者の加重前の障害等級に応する障害補償一時金の額

三 その者の加重後の障害等級が第八級以下である場合、その者の加重前の障害等級に応する障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合には、新たに該当する障害等級に応する障害補償を行ふものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しないものとする。

となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百三十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

介護補償は、月を単位として支給するものとする。

(遺族補償)

第七条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第八条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当时事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の當時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当时次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母及び祖父母について、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、総務省令で定める障害の状態（次条、第八条の三及び第九条の三において「特定障害状態」という。）にあること。

非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった者が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

第五条の二 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第六条の二 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいいう。）の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 一人 補償基礎額に百五十三を乗じて得た額

二 二人 補償基礎額に二百一を乗じて得た額

三 三人 補償基礎額に二百二十三を乗じて得た額

四 四人以上 補償基礎額に二百四十五を乗じて得た額

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

三 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定するものとする。

四 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

あるときは、これを百円に切り上げるものとする。

あるときは、これを百円に切り上る。

第十三条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受けける権利が消滅した月で終わるものとする。

3 事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しないものとする。

年金たる損害補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支給するものとする。ただ

し、支給を受ける権利が消滅した場合における
その期の年金たる損害補償は、支給期月でない
月であつても、支給するものとする。

第十四条 行方不明となつた非常勤消防団員等の生死が三箇月間わからぬ場合は、当該非常勤消防団員等の死亡が三箇月以内に明らかとなるか、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となつた日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

第十五条 損害補償を受ける権利を有する者が死滅した場合においてその者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給するものとする。

前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第八条第三項に規定する順序）とす

3 第一項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金たる損害補償等の支給額の調整)

第十六条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたものとみなす。

ときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内

第十八条 市町村若しくは都道府県又は水害予防（補償の免責及び求償権）

（条例を含む。）の定めるところによる療養その他、他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害賠償の責

免かれるものとする。
2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償の原因である災害が第三者の行為

によつて生じた場合において、損害賠償を受けねばならぬ者が該当事者第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害賠償の責を免へらるべとする。

3 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合等は、損害賠償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合において、損害賠償を行つておる。損害賠償の責を負がれるものとする。

たときは、その価額の限度において、損害賠償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」(非常助力方田昌吉) これら二者の間で

（非常勤水防団員・非常勤消防団員である者に対する損害補償）

団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者のが所属する消防団が置かれている市町が行うものとする。

(施行期日)
第一 条 この政令は、消防団員等公務災害補償制度
基 本 法 (昭和三十二年法律第二百七号) を

（障害補償年金差額一時金）
する。
行の日（昭和三十一年十一月二十日）から施行する。

第一条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その賃に支給された当該障害補償年金及び当該障害補

償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄

に掲げる額（当該障害賠償年金について第十二条の二の規定が適用された場合に、同表の上欄に掲げる障害賠償年金に、同表の下欄に掲げる障害賠償年金を加算して得た額）に、

に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額（即ち、被扶養者1人につき年金額の10%を加算した額）に満たないときは、その者の扶養家族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給するものとする。

9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第九条の二、第九条の三又は第十五条の規定の適用については、第九条の二第二号及び第九条の三第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第十五条第一項中「遺族補償年金」については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

第二条の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した非常勤消防団員等の遺族に対する第八条及び第八条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第八条第一項第六号一号及び第三号並びに第八条の三第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

<p>第三条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合は、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>	<p>一 傷病補厚生年金保険法（昭和二十一年法律第一九九年法律第二百十五号）によること</p>
<p>十一條の二 障害厚生年金又は被用者に規定する年金制度の一元化等を図る公務上の災ための厚生年金保険法等の害に係るも一部を改正する法律（平成のを除く。）</p>	<p>二十四年法律第六十三号。以下この表及び次項の表において「平成二十四年一元化法」という。附則第四</p>
<p>障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による</p>	<p>み替えられる場合を含む。）に規定する遺族補償の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>
<p>第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止するものとする。ただし、前条第一項から第八項までの規定の適用については、同条第二項中「第八条第三項」の適用については、同条第二項中「第八条第三項」とあるのは、「附則第二条の二第三項」とする。</p>	<p>（他の法律による給付との調整）</p>

百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

障害について平成二十四の傷病等級に該当する年一元化法改正前国共済

のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則

<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかるわらず、この政令の規定(第十二条の二を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の下欄に掲げる当該法律による年金たる損害補償の額が二である場合にあっては、当該年金たる損害補償の額による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額と同表の下欄に掲げる当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これ </p>		
<p>六 遺族補償 年金(第十一 条の二に規定 する公務上の 災害に係るも のに限る。)</p> <p>寡婦年金</p>	<p>一 遺族厚生年金等 二 遺族基礎年金(当該 損害補償の事由となつた 死亡について平成二十四 年一元化法改正前国共濟 法等による遺族共済年金 が支給される場合を除く 。)又は国民年金法による 寡婦年</p>	<p>○・八九二 ○</p>

を切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

あ
つ
て
は、

は

<p>4 ④ 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。</p> <p>一 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金</p> <p>二 国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金</p>
<p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定にかかる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額)を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとする。</p>
<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>
<p>障害厚生年金等(当該損害補償の事由となるたつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>
<p>障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>
<p>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとする。</p>

旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九
7 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの方の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この政令の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令で定める場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。	○・八九

正法附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの方の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この政令の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令で定める場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

一 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第十三条の二第一項第一号から第三条第三項第一号若しくは第十七条第一号（国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三项第一号若しくは第十七条第一号（葬祭補償の額に関する暫定措置）

二 当該年金たる損害補償が消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係るものである場合 児童扶養手当法第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号に定める給付

（東日本大震災に係る死亡の推定の特例）

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又は（東日本大震災に係る死亡の推定の特例）

その者の死亡が二箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、第十四条（附則第一条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用があ

る場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附 則（昭和三三年八月八日政令第二五五号）

（施行期日） 1 この政令は、昭和三十二年八月十日から施行する。

（経過措置） 2 昭和三十二年八月十日前に発生した事故により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該事故による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた非常勤消防団員若しくは消防作業従事者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る損害補償については、なお、従前の例によるものとする。

附 則（昭和三五年一二月二六日政令第三〇九号）抄

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条、第六条第一項、第四項、第五項及び第六項、第十一項、第十二項第一項及び第三項、第十三項並びに別表第二、別表第三及び別表第四の規定は、昭和三十年四月一日から適用する。

附 則（昭和三七年三月二六日政令第六六号）

（施行期日） 1 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過措置） 2 この政令は、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和三九年三月三〇日政令第四九号）

（施行期日） 1 この政令は、昭和三十九年四月十日から施行する。

（経過措置） 2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の規定は、昭和三十九年四月十日以後において発生した事故による救急業務協力者に係る損害補償について適用する。

附 則（昭和四〇年三月二十五日政令第五号）

（施行期日） 1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置） 2 この政令は、昭和四十年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年四月四日政令第一〇八号）抄

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

（損害補償の経過措置） 2 この政令の適用の日（以下「適用日」という。）前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

（施行期日） 1 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過措置） 2 この政令の施行前に発生した事故による死亡

付 一 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（附 則（昭和三八年六月一九日政令第二〇六号））

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年六月一九日政令第二〇六号

（施行期日） 1 この政令は、昭和三十九年六月一九日政令第二〇六号

（経過措置） 1 この政令は、昭和三十九年六月一九日から適用する。

（附 則（昭和三九年六月一九日政令第二〇六号））

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2 この政令の施行前に発生した事故による死亡

付 一 この政令は、昭和三九年六月一九日政令第二〇六号

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2 この政令の施行前に発生した事故による死亡

付 一 この政令は、昭和四十一年六月一九日政令第二〇六号

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2 この政令の施行前に発生した事故による死亡

付 一 この政令は、昭和四一年七月一五日政令第二〇六号

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2 この政令の施行前に発生した事故による死亡

付 一 この政令は、昭和四一年七月一五日政令第二〇六号

（施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。

ものにあつては、この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項の規定によるものとする。

附 則（昭和三九年三月三〇日政令第四九号）

（施行期日） 1 この政令は、昭和三十九年四月十日から施行する。

（経過措置） 2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）の規定に基づく休業補償及び障害補償年金のうち「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第三十八条」とあるのは、「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十七条の六」とする。

（損害補償の経過措置） 3 改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下この項において「旧令」という。）の規定に基づく休業補償のうち

の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年七月一五日政令第二〇六号）

（施行期日） 1 この政令は、昭和四一年七月一五日から適用する。

（経過措置） 2 この政令は、昭和四一年七月一五日から適用する。

（損害補償の経過措置） 3 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下この項において「旧令」という。）の規定に基づく休業補償のうち

びに旧令の規定に基づく障害補償、遺族補償及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年四月一七日政令第六）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「新令」という。）第二条及び別表第一の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。
3 改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）第二条及び別表第一の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。
4 改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年三月三十一日までの間に係る分並びに旧令の規定に基づく障害補償、遺族補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年六月三日政令第十七）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項、第四条第三項、第八条の二、別表第一及び別表第二の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。
3 改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち昭和四十六年三月三十一日までの間に係る分並びに旧令の規定に基づく障害補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年七月六日政令第二十七）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「新令」という。）第二条及び別表第一の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

二条第三項及び別表第一の規定は、昭和四十七年四月一日から適用し、改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年三月三十一日までの間に係る分並びに旧令の規定に基づく障害補償、遺族補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年四月二四日政令第一〇四号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二四日政令第一〇四号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、昭和四十八年七月一日から施行する。

- 2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、昭和四八年四月一日から適用し、改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年三月三十一日までの間に係る分並びに旧令の規定に基づく障害補償、遺族補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年六月二一日政令第二一五号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、昭和四九年四月一日から適用し、改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年三月三十一日までの間に係る分並びに旧令の規定に基づく障害補償、遺族補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年四月三〇日政令第一三九号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月三〇日政令第一三九号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二五号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二五号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二五号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

- 2 1 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項、第十一条並びに別表第一、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第二百八十二号）附則第四条第七項及び第六条、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第二百八十二号）附則第六条並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十五号）附則第三項の規定は、昭和五十年四月一日以後の期間に係る休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年三月三十一日までの間に係る分並びに旧令の規定に基づく障害補償、遺族補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年三月三一日政令第四四号）抄

- 1 この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三一日政令第四四号）抄

- 1 この政令の施行の日（以下「施行日」とい

附 則（昭和五一年三月三一日政令第四四号）抄

- 1 この政令の施行の日（以下「施行日」とい

附 則（昭和五一年三月三一日政令第四四号）抄

- 1 この政令の施行の日（以下「施行日」とい

- 2 1 この政令において改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「新令」という。）第五条の二第一項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなる。ものに対しては、新令第十三条第一項の規定にかかるらず、施行日の属する月分から傷病補償年金を支給する。

一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年七月四日政令第二〇七号）抄

- 1 （施行期日）この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月四日政令第二〇七号）抄

- 1 （施行期日）この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月一〇日政令第一〇〇号）抄

- 1 （施行期日）この政令は、昭和五一年五月一日から施行する。

新令第十一條の二（傷病補償年金に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の期間に係る

4 傷病補償年金について適用する。
新令附則第三条第一項の規定は施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第三項の規定は施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

5 施行日の前日において同一の事由につき障害青年金又は遺族補償年金（以下この項において「年金たる損害補償」という。）と改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）附則第三条第一項第一号から第三号までに掲げる法律による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される年金たる損害補償で施行日の属する月分に係るものについて、新令の規定により算定した額が、旧令の規定により算定した年金たる損害補償で施行日の属する月の前月分に係るものとの額に満たないときは、新令の規定により算定した額が旧令の規定により算定した年金たる損害補償で施行日の属する月の前月分に係るものと同額で算定されることが、これらの事由（その者か、施行日以後に新令第六条第七項の規定により新たに該当するに至つた等級に応じて算定される障害補償年金を支給されることとなつたとき、又は新令第八条の二第三項（新令第八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなつたときは、これらのこと由（以下この項において「年金額の改定事由」といふ。）が生じた日の属する月の翌月以後の月分については、当該施行日の属する月の前月分に係るものとの額に、新令（附則第三条を除く。）の規定により算定した当該年金の額を年金額の改定事由が生じなかつたものとした場合の新令（附則第三条を除く。）の規定により算定した当該年金の額で除して得た率を乗じて得た額（以下この項において「旧支給額」といふ。）以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる損害補償の額は、新令の規定にかかるわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

げる法律による年金たる給付とを支給された者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給される休業補償の額は、新令の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由が生じた休業補償について旧令の規定により算定した額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償について旧令の規定により算定した額）。以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新令の規定にかかるらず、当該旧支給額に相当する額とする。

附 則（昭和五二年四月三〇日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は、昭和五十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年四月五日政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は、昭和五十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷害補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年一二月一二日政令第三八五号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年一二月十四日）から施行する。

附 則（昭和五四年四月四日政令第八八号）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は、昭和五十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年四月五日政令第六七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、昭和五十五年九月一日から施行する。

2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、昭和五十五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものに適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年二月八日政令第三二一号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第八条の二第一項及び第四項の規定は、遺族補償年金のうち、昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年四月三日政令第一〇二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の次に一条を加える改正規定、第十三条第一項の改正規定及び第十六条の次に一条を加える改正規定は、昭和五十六年九月一日から施行する。

2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「新令」という。）第二条第二項及び第三項、第十二条並びに別表第一の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

3 新令第十二条の二の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、昭和五十六年九月一日以後の期間に係る分について適用

(施行期日) 第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年一月二八日政令第三号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は平成七年一月一日以後において発生した事故に係る損害補償について、改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の規定は同日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

附 則 (平成七年三月二七日政令第八九号)

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第四項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年七月二一日政令第二九九号)

1 この政令は、平成七年八月一日から施行する。

2 改正後の第八条の二第一項の規定は、遺族補償年金のうち、平成七年八月一日以後の期間について適用し、同日前の期間に係る分について適用し、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月二九日政令第七〇号)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、同年八月一日から施行する。

2 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き介護補償を支給すべき事由に該当する事由がある者に対する施行日の属する月に係る介護補償に関する改正後の第六条の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)」とあるのは、「その月」とする。

2 1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

2 2 改正後の第二条第二項及び第四項並びに別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年四月一日政令第一四二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第四項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年四月一〇日政令第三〇号)

1 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項から第四項まで、第六条の二第二項、第十一条及び別表第一の規定は平成十年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月九日政令第一四三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第二項から第四項まで、第六条の二第二項、第十一条及び別表第一の規定は平成十一年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年四月一三日政令第四六号)

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(四号) 四号) 附 則 (平成八年五月一一日政令第一三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第四項、第十一条並びに別表第一の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月二六日政令第七一号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月三一日政令第一五九号)

(施行期日) 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項、第六条の二第二項、第十一条及び別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項及び第四項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月一〇日政令第三〇号)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年三月三十日政令第一一九号)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一二月一〇日政令第三〇号)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項から第四項まで、第六条の二第二項、第十一条及び別表第一の規定は平成十一年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月二八日政令第九六号)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月二八日政令第九八号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に從事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの政令の施行の日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの政令による改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(以下「旧令」という)第六条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

3 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に從事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの政令の施行の日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新

令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償に係る新令別表第三の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは、「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは、「の母指又は」であるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第九級の項第一三号中「以外」とあるのは、「及び示指以外」と、同表第一〇級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、「の」と、同表第一一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、「の」と、同表第一二級の項第一一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは環指を失つたもの」とあるのは「母指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、「の」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

3 旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用された者で前項の規定により読み替えて適用される新令（以下この条において「読み替え後の新令」という）。第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読み替え後の新令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読み替え後の新令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読み替え後の新令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

死亡した場合における旧令第七条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の属する月の末までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合、又は該期間において新令第八条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新令第八条の二第四項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新令第七条の規定による遺族補償に係る新令別表第三の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

3 旧令第七条の規定に基づいて遺族補償年金とは遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令（以下この条において「読み替え後の新令」という。）第七条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定については、旧令第七条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読み替え後の新令第七条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧令第七条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読み替え後の新令第七条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧令第七条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金又は、読み替え後の新令第七条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

附 則（平成一七年六月一日政令第一九五号）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並び

に平成十八年四月分以後の月分の傷病補償金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成十八年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号)

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三一五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 改正後の規定は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償年金について、当該規定にかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第八〇号)

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。)並びに平成十九年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月二六日政令第六八号)

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償

（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成二十年四月分以後の月分の傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用する。

附 則（平成二二年八月一四日政令第二〇六号）

この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月三十日）から施行する。

附 則（平成二二年六月二日政令第一四四号）

この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月一〇日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年九月二二日政令第二〇六号）

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年二月三日政令第二六二号）

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月一八日政令第五二号）

（施行期日）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日政令第三三九号）

（施行期日）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月二五日政令第三一三号）

（施行期日）

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十条までの、第十四条及び第十六条の規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四六号）

